

第1回門真市有料自転車駐車場 指定管理者候補者選定委員会 議事録

1. 開催日時 平成30年7月9日（月）午前10時00分から11時36分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階 第2会議室
3. 出席者 （委員）吉川委員長、西村副委員長、寺田委員、厚見委員、木村委員
（事務局）小野まちづくり部次長、長光地域整備課長、清水地域整備課長補佐、大開上席主査、宮前主査、馬場係員
4. 内 容 開会、委員・事務局職員紹介
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、会議録公開方法の決定
募集要項・管理業務など仕様書・審査評価基準説明と検討、選定委員会の
進め方、スケジュールの説明、第2回選定委員会について
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）まちづくり部 地域整備課 交通政策グループ
7. 会議録

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、委員5名中5名がご出席いただいております。本委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順番に確認をお願いします。

まず議事次第でございます。

次に資料1、席次表でございます。

次に資料2、選定委員会委員名簿でございます。

次に資料3、門真市有料自転車駐車場指定管理者募集要項（案）でございます。

次に資料4、同じく募集要項様式集（案）でございます。

次に資料5、門真市有料自転車駐車場に係る管理業務仕様書（案）でございます。

次に資料6、門真市有料自転車駐車場管理など業務処理要領でございます。

次に資料7、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続などに関する条例施行規則でございます。

次に資料8、審議会などの会議の公開に関する指針（抜粋）でございます。

次に資料9、門真市情報公開条例（抜粋）でございます。

次に資料10、選定の日程案でございます。

次に資料11、第1次審査評価基準表（案）でございます。

次に資料12、第1次審査評価個表（案）でございます。

次に資料 13、選定方法及び採点について（案）でございます。

次に資料 14、第 2 次審査評価基準表（案）でございます。

次に資料 15、第 2 次審査評価個表（案）でございます。

次に資料 16、第 2 回選定委員会予定表（案）でございます。

最後に資料 17、第 3 回選定委員会予定表(案)でございます。

資料に不足などはございませんでしょうか。

まず始めに、選定委員皆さまのご紹介をさせていただきます。

学識経験を有するものとして大阪産業大学 副学長 デザイン工学部 環境理工学科 教授の吉川 耕司様でございます。専門的な知識を有するものとして、公認会計士 西村 智子様でございます。同じく専門的な知識を有するものとして、弁護士 寺田 明日香様でございます。同じく専門的な知識を有するものとして、門真交通安全協会 専務理事の厚見 正伸様でございます。

最後に、本市の職員として、まちづくり部長 木村でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

まちづくり部 次長 小野でございます。

まちづくり部 地域整備課長 長光でございます。

まちづくり部 地域整備課上席主査 大開でございます。

まちづくり部 地域整備課主査 宮前でございます。

まちづくり部 地域整備課係員 馬場でございます。

【事務局】

最後に、本日の司会進行をさせていただきます地域整備課 課長補佐 清水でございます。皆さまどうぞよろしくお願いたします。

事務局を代表いたしまして、まちづくり部次長小野より、挨拶をさせていただきます。

【事務局 小野次長】

門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平素は、本市行政各般に渡り、ご理解とご協力をいただいておりますこと、誠にありがとうございます。

また、委員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、選定委員の委嘱に際ししても、快くお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、今回は、門真市有料自転車駐車場指定管理者の指定期限が平成 31 年 3 月 31 日までとなっておりますことから、引続き 5 年間、指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者を公募し、選定するものでございます。

本委員会は、指定管理者の候補者選定にあたり、透明性と公平性を確保するため設置さ

せていただくものでございます。応募団体から提出されました申請書類などを審査いただき、候補者となる団体を選定していただくものでございます。

各委員におかれましては、重責を担っていただくこととなりますが、本施設の管理者にふさわしい団体を選定していただきますよう、お願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それでは、本日の案件に移りたいと思います。

案件1、委員長、副委員長の選出について、でございます。

お手元の資料7「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續などに関する条例施行規則」の第9条第2項をご覧ください。ここに、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆さまにより互選いただきたく存じますが皆さまいかがでしょうか。

【委員】

私から一つ提案ですけれども、委員長には、前回の副委員長を務められた大阪産業大学 副学長 デザイン工学部 教授の吉川委員を推薦します。

また副委員長には、他市の自転車駐車場選定委員を過去に務められました、公認会計士の西村委員を推薦したいと思います。以上です。

【事務局】

ただいま委員長に吉川委員、副委員長に西村委員を、とのご推薦がありましたがいかがでしょうか。

【各委員】

(異議なしとの声)

【事務局】

異議がないようですので、委員長に吉川委員、副委員長に西村委員と決定させていただきます。それでは恐れ入りますが、委員長席及び副委員長席にそれぞれ移動いただきますようお願いいたします。

(席の移動)

それでは、委員長から就任に辺りまして一言、ご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

誠に僭越ながら、委員長をおおせつかりました、吉川でございます。

本日はこの委員会、指定管理者の候補者選定にあたりまして、西村副委員長と共に重責を果たしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

自転車指定管理者制度ですけれども、PFI などそうですけれども、いわゆる行政業務のアウトソーシングということで、だいぶん時期が経ちましたが、やはりいろいろと日本各地でこの時期にさまざまな工夫を、時代に合わせてしていかなければならないということになってきました。実はヨーロッパなどにも行きますが、やはり向こうでは自転車の復権ということが起こっております。特に駅前の自転車駐輪場でいえば、サイクル&ライドですね、無駄な自動車の交通量を減らして駅まで自転車で来ていただいて、そして公共交通機関を利用したり、そういうことが世界中で起こっています。門真市におきましても、今回の選定で、少しでも工夫の余地があれば、よりよいものにしていければと思っております。本日は第一弾といたしまして、募集要項などの確認及び決定ということですが、さまざまなアイデアや積極的なご発言をいただきながら、速やかな審議にご協力いただければと思っております。誠に簡単ではございますが、就任に際してのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは早速ですが案件2に入っていきたいと思えます。

まず、会議の公開・非公開の決定となっております。この件に関しまして事務局より説明をお願いしたいと思えます。

【事務局】

ご説明させていただきます。本市におきましては、お手元の資料8「審議会などの会議の公開に関する指針」（抜粋）第3条において、「審議会などの会議は公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当にそこなわれる恐れがあること、また、申請団体のアイデアなどが公開されることにより、申請団体に不利益を及ぼす恐れがあることから、非公開とすることが適切と考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

【委員長】

事務局から、この会議を非公開にしたいということで提案がございました。委員の皆さまいかがでしょうか。

【各委員】
異議なし

【委員長】
ありがとうございます。異議なしとお声いただきましたので、本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思えます。
続きまして案件3、会議録の作成方法について事務局から説明をお願いします。

【事務局】
ご説明させていただきます。本委員会の会議録につきましては、資料8「審議会などの公開に関する指針」（抜粋）第8条第2項に基づき、各回の会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表するとともに、候補者が決定された後、第1回から第3回の会議録を併せて公表いたします。また、会議録の作成につきましては、資料9「門真市情報公開条例」（抜粋）の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。
以上でございます。

【委員長】
事務局より会議録の作成、並びに公開についての提案がありましたが、このことについてご意見などありますでしょうか。

【各委員】
異議なし

【委員長】
ありがとうございます。異議なしということですので、事務局から説明のあったとおり、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思えます。
それでは案件4に進みたいと思えます。募集要項・仕様書・審査評価基準などについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】
募集要項及び仕様書と審査評価基準についてご説明します。
お手元の資料3「門真市有料自転車駐車場指定管理者募集要項（案）」の3ページをご覧ください。
まず、今回の募集の趣旨につきましては、有料自転車駐車場の設置目的である自転車などを利用する市民の利便の向上、及び自転車などの放置を防止し、駐車秩序の確立を図る

ことを効果的・効率的に達成するとともに、質の高い行政サービスの提供や建物などの維持管理を行うため指定管理者を募集いたします。

次に、施設の概要につきましては、指定管理予定施設は3箇所ございまして、門真市三ツ島の「門真南駅第1自転車駐車場」、「門真南駅北自転車駐車場」及び「門真南駅東自転車駐車場」でございます。

各自転車駐車場は長堀鶴見緑地線 門真南駅を中心とする、公共交通利用者に対して、優れた利便性を提供するため、設置された施設でございます。

門真南駅第1自転車駐車場につきましては、門真南駅地下1階に位置し、収容台数が自転車のみ1,342台となり、朝5時から深夜0時30分の開場時間のうち、朝6時30分から夜10時の間、現在は、常時2名の職員が受付などの業務を行っております。

次に、門真南駅北自転車駐車場につきましては、16ページの（位置図2）をご覧ください。門真南駅から地下通路を通り、第二京阪道路をまたいだ北側の地上に位置し、第1自転車駐車場と同じ開場時間で、原付バイクのみ103台を収容できる施設となっております。こちらの施設は無人管理のため、第1駐車場より定期的に巡回し管理をしております。

次に、門真南駅東自転車駐車場につきましては、16ページの（位置図2）にございまして、門真南駅の東側に位置し、一番駅から遠い駐車場となっております。収容台数は自転車120台、原付バイク100台となっております。こちらの施設は24時間、終日開場している施設となります。北自転車駐車場と同様に、無人管理となり定期的に巡回し管理しております。業務の詳細につきましては、業務仕様書をご参照いただきますようお願いいたします。

これら3箇所の駐車場につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成18年度からの3年間、平成21年度からの5年間、平成26年度からの5年間をそれぞれの指定管理者が管理し、この度の募集が4回目となっております。

また、指定期間は前回と同様5年間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までを予定しております。

次に、11ページ下段をご覧ください。選定の方法につきましては、審査の公平性、透明性を高めるため本選定委員会を設置し、書類審査による第1次審査、プレゼンテーション審査による第2次審査を行った上、それらの総合的な評価により候補者を選定します。

まず1次審査では、自転車駐車場を管理運営する上での経営基盤などの基礎的な部分について評価選定いただき、2次審査では、自主事業やサービスの向上など、民間の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある提案について評価をいただきたいと思います。

第1次審査についてご説明いたします。お手元の資料11の「第1次審査評価基準表」をご覧ください。これは「門真市公の施設にかかる指定管理者の指定の手続などに関する条例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案しての評価項目や配点となっております。また、「審査評価基準表」と資料12の「審査評価個表」の左端の対象項目の数字に関しましては、資料4「募集要項の様式集」にございまして、様式第5号「施

設事業計画書」の4番から8番の、5項目の番号と一致させておりますので、評価の際にご活用いただければと存じます。

資料11の区分【エ】「指定管理料の額」につきましては、申請団体の応募価格を比較評価するため、資料13の選定方法及び採点について（案）にございます算出方法を用い、事務局で事前記入したいと考えます。

区分【キ】「職員の雇用確保の方策と労働条件」に関しては個表回収後に、専門的な知識を有する委員の評価を全員の個表に転記とさせていただきたいと考えております。

次に、区分【ケ】「類似施設の管理運営に関する実績」につきましては、申請者が示した類似施設の駐車収容台数が、本市の管理する駐車収容台数1,665台に比べ、どの程度であるか、資料13の選定方法及び採点について（案）にございます算出方法を用いまして算出し事務局で事前記入したいと考えます。

次に、評価項目のうち、区分【コ】の「申請団体の経営状況」に関しましては、専門的な知識を有する委員の評価を全員の個表に転記とさせていただきたいと考えております。

次に、審査結果の記入につきましては、資料12「第1次審査評価個表」に評価項目ごとに5段階評価を表すABCDEのアルファベットを記入していただきますようお願いいたします。また、1次審査において委員全員が同じ評価項目においてE（0点）として評価した場合は失格とします。

また、ABCDEの評価については、資料13「選定方法及び採点について」の1ページ目の下にございます、評価の目安の表のとおりでございます。評価A～Eの5段階に対し、倍率を設けておりますので、その倍率×各評価項目の配点数を乗じたものが得点となります。

第1次審査に関しましては、委員1名160点満点かける委員数となり、5名の委員で800点満点と考えております。

第2次審査に関しましては、委員1人80点満点かける委員数となり、5名の委員で400点満点と考えております。

次に、第2次審査についてご説明いたします。

お手元の資料14の「第2次審査評価基準表（案）」をご覧ください。こちらは資料3の「募集要項」12ページから13ページにございます、評価項目の配点の欄に黄色でマークした箇所について、2次審査において評価をするものです。各社、10分間のプレゼンテーションを行った後、資料14の「第2次審査基準表（案）」にございます質問を各委員よりお願いし、自主事業やサービスの向上など、民間の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある提案に対して評価を行っていただきたいと考えております。

また、総合評価は第1次審査得点と第2次審査得点を合計したものとし、5名の委員で1,200点が満点となります。

本日は、募集要項などの各資料につきまして、事務局で原案を作成いたしましたものを、委員の皆さまにお目通しいただき、委員の皆さまのご意見を頂戴いたしました内容をもって、決定をお願いしたいと考えます。

また、ご検討いただく項目の中で重要なものといたしまして、採点の方法、審査評価基準表を事務局案として作成をさせていただきました。こちらにつきまして、今一度、ご確認をお願いしたいと考えております。

以上の事務局案について、ご検討をよろしく申し上げます。以上で募集要項などの説明を終わります。

【委員長】

ただいま、募集要項・仕様書及び審査評価基準に関する説明がありましたが、何かご意見、ご質問をお伺いしたいのですがいかがでしょうか。たくさんの方が資料がございしますが、だからこそ我々委員が採点しなければいけませんので、ご不明な点がございましたら今のうちにご質問などをいただければと思います。

【委員】

確認ですけれども、1次審査と2次審査で合計するのですね。配点が1次審査の委員一名の合計点数が240点で、2次審査が80点でどう合計されるのでしょうか。

【委員長】

事務局お願いします。

【事務局】

1次審査に関しましては、委員の皆さまには160点満点という形をお願いしたいと考えております。2次審査はその半分になります80点を満点として考えております。

【委員】

そうしましたら、160点は資料11を合計したら160点になるんですね。

【事務局】

はいそうです。

【委員】

例えば1次審査の中の各項目の配点20点と、2次審査の中の配点の20点というのは同じ20点の価値があると考えればいいですか、その合計ですよ。

【事務局】

はい。

【委員】

指定管理者の制度を使う目的において、どの点に注視されるかということによって、点数の配分というものを考えないといけないと思っているんですが、門真市の中では、どの点を一番重要視されていて、それがどうリンクされているのか気になりましたので、質問ですが、具体的に言いますと、抽象的には今回の制度の趣旨のところ、最初にご説明いただいたところだと思いますが、その中の募集要項の募集の趣旨のところ、一つが市民の利便の向上、二つ目が放置自転車の放置を防止し、駐車秩序の確立これを効果的、効率的にその三つを達成するということと、それと質の高い行政サービスの提供や建物などの維持管理を行うということになるんですね。それと今回の審査の配点がどうリンクしているのかと思ひまして。

【委員長】

資料 11 の 1 次審査と資料 14 の 2 次審査を合せて、すべての評価項目が資料 3 の 12、13 ページの評価項目になる訳ですけども、例えばこの配点、20 点のものもあれば 10 点も 5 点もあると思うんですが、今の目的に鑑みてこれは 20 点にしたんだよというような話があれば、事務局案の意図というのがわかると思うのですが、その辺りをご説明いただければと思います。少しでも変えていこうと、最初にお話をしたことと言えば、我々がこれはもう少し高くしたほうがいいという話があれば、融通がきく話だと思います。

【事務局】

今回の配点につきましては、本市から指定管理者に強く求めたいところにボリュームを置いております。現在、管理運営をしていただいている指定管理者さまがいらっしゃるんですが、駐車場としての役割としては市民からのクレームもなく、滞りなく業務をしていただいておりますが、現状を申しますと、別の民間の駐車場が近くにございまして、そこが大変人気でして、何が違うのかなと見させていただくと、入り口に大きなゲートがありまして、イコカなどの電子決済でぱっと出入りできるような施設になっており、大変使いやすいシステムを導入しておられるということもあって、常に 150 人の利用者が待っていらっしゃるということを聞いております。門真市の指定管理駐車場につきましても、より利用しやすい施設にしていくために必要な項目にウェイトを置かせていただいております。

【委員】

資料 3 の募集要項の、12、13 ページのところの評価項目の黄色いマークをしている 4 項目につきましては 2 次審査で見えていこうと思っております、ここはプレゼンなどを聞きながら、具体的な提案や申請書類では読み取れないことも確認できるので、そこは 2 次審査で評価し、それ以外のことは書面上で人員の配置でありますとか、経営状態といったところについては、1 次審査の書類を出していただいたもので十分確認できるので、そこで

審査していきましようということを事務局と話しておりまして、まず1次と2次で審査する評価項目をまず分けるというやり方にしております。あとウェイトの置き方は我々も悩んでおりまして、どこに重きをおいたらいいのか、またどこを少し軽くすればいいのか悩んでおりまして、今日の委員会の場合でもご議論いただき、ご意見をいただきたい、ウェイトについてもこれはあくまでもたたきですので、今は少し平等にといいますか、どれも標準的な形でウェイトを置かせていただいております、ただ指定管理料につきましては、あまり比重を大きくせず、お金の大小よりも提案の中身を重視するというので、あまり指定管理料のところは比重を確保しておりませんので20点しか評価点は置いていないのですが、この辺りのウェイトにつきましては、各委員からご意見いただきながら、ここをもう少し2次審査にウェイトを置いたほうがいいのか、今2対1の形で1次審査を160点、2次審査で80点という置き方をしているんですが、ウェイトの置き方を変えたほうがいいのかなど、ご意見をいただきながら、募集要項をまとめていきたいと思っていますところがございます。

【委員長】

そうしましたら、20点のところを見ていきましようか。

選定基準で、利用者の平等な利用が確保されているか、これは行政の指定管理者として一番大事だということで、施設を管理運営する際の方針など、あるいは平等な利用を図るための具体的な手法と両方20点になっています。そのうち前者に関しては、提出された資料を見ればわかるので1次審査用、後者に関しては具体的な手法だからプレゼンで出てくるかもわからないので2次審査用と。

2番、施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、効果的、効率的に達成するということで、特に5の1、5の2、利用者の増加を図るための具体的手法とか、サービスの向上を図るための具体的手法が20点になっています。これはプレゼンで聞けることですので、第2次審査ということですが、先ほどの民間の人気があるということで、少しでも現状維持というよりは、一歩踏み出せるような提案があれば大いに評価するということだと思います。

3番に関しては、指定管理料の額20点ですが、議会で指定管理料の額がよく出てくると聞くのですが、他市に比べてかなり240点中の20点ですので、これも大事だけれども20点に抑えているという解釈になると思います。

4番でいけば申請団体の経営状況というのは20点になってますが、もちろん倒産してもらっては困るという、その会社自体の評価ですよ、それはしっかり選ばないといけないということで20点。それから大きな5番に関しては、施設設置目的に則した事業の提案、8の(2)ですが、これも先ほどと同じ話ですね、魅力的な自主事業を提案されているか。こういったところが今回のポイントだろうということで20点にされていると、私は事務局案を理解しているんですが。いかがでしょう。

【委員】

難しいですね。どれも大事ですよ。

【委員】

この募集要項は公表するのですよね、この配点も。

【委員】

そうですね。公開し募集をして提案いただくということです。

【委員】

そしたらこれが一つのメッセージにもなるわけですね。これを市としては重視しているという。

【委員】

そうですね。

【委員】

5年前がどうだったかわからないですが、5年前のときには例えば事業者さんたちは、市の狙いを理解されて応募されてきていたのでしょうか。そこにズレがあったのであれば、もっと明確に今回はメッセージを配信するというのも方法なのかなと思いますが。

【事務局】

前回の募集要項については、募集要項の12、13ページにあります配点は、出していました。

【委員】

そうなんですね。

【事務局】

はい。委員からお言葉をいただいたとおり、市の狙いを分かりやすくということで、今回は配点を出させていただきました。

【委員長】

前回は、配点非公開だったとしても同じような項目でしたか。

【事務局】

選定項目については大きくは変えておりません。

【委員長】

ウェイトは少し変えられたということですね。

【事務局】

今回の指定管理者の募集につきまして、一番大きな目玉といたしましては、募集要項5ページに書いてございます、(8)にあります指定管理者が自ら企画する事業ということで、今回は自主事業を事業者さんからご提案を受けようということで考えてございます。

他市の例に沿いますと、放置自転車の防止でありますとか、そういうことにつきましても、自転車駐車場の近隣の見回りなどされているところもございます。そういったことから積極的な利用を促すとともに、近隣周辺におきます放置自転車などを防止していくなど、また他市におきましては、雨の日になりましたら合羽の販売をされたりとか、利用者の方の利便性を向上するようなことも、自主事業としてご提案いただいていることなども踏まえまして、本市におきましても自主事業というものについて積極的に活用していこうと。と言いますのは、本市は利用料金につきましては、すべて市の収入ということで、すべて支出は指定管理料の中で賄っていただいているという事情がございます。そういった中で自主事業を認めるということで、その収入は指定管理者の収入となっていきますことから、積極的にそういったご提案を受入れられたらいいのかなということも考えまして、今回は第2次審査にまわさせていただいて、そういった部分について特に注目していきたいと考えてございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

なるほど、わかってきました。

いろいろな工夫をして欲しいと、選定基準の大きな2番の5の1、5の2は費用に含んだアイデアで、更に今おっしゃいましたのは、大きな5番の8の2だと思うんですが、自主事業として、経費は自分たちでうまくやっていただいて、そのかわり収入に関しては自分たちに入りますよと、さまざまな融通のきく工夫をしてくださいよと、独自の工夫をしてくださいということだと思えます。

よくわかります。指定管理者は、企業の独自のアイデアをなかなか実現できないところがあって、自分達でその分儲けてもいいけれども、いろいろなことを考えてよと、民間のノウハウを更にやりやすくするということでは、一歩踏み込んだいいお話だと思っております。

別に事務局案で押さえようという気はないんですよ。

【委員】

私もいいと思います。そうすると個性的な事業者を募集するのであれば、2次審査の配点を上げるか上げないか、悩ましいところだなと思っているぐらいでして、配点は、今2対1ですよ。

【事務局】

これまで、本市としましてもさまざまな指定管理者制度をやっている中で、おっしゃっていただいています、プレゼンテーションと書類審査の配点というところは、なかなか難しいところがございます。と言いますのは、プレゼンテーションにおきましては、いわゆる話がうまければ点数が高くなるということと、実際にご提案いただくことの実現性というところの境目が大きくなっていくということもございまして、書類である程度きちっと、作りこんでいただいているというところで、以前より指定管理者が管理している場所でもありますので、そこで一定最低限、市民の皆さまにとって利用していただける施設であることを確認させていただくとともに、話を重視するというよりも、ご提案内容をしっかりと聞きとっていくという意味でいくと、あまり配点は高くないほうがいいのかというのが、一定事務局として考えさせていただいたこととございまして、場合によっては同じ割合でしているところもありますし、おっしゃっていただいた、160対120ぐらいでしている場合もあるんですけども、そうするとやはり話が上手な従業員を連れてこられて、その方がとても素晴らしいプレゼンテーションをするとですね、どうしてもそこに配点が高くなっていくようなことになっていくと、せつかく書類上でいくと素晴らしく、きちっと受入れ体制とか、実際に利用者の方の利便性を含めて考えていただいているんですけども、最後のところであまりひっくり変えるのもいかなものなのかというところで、配点をおさえさせていただいているところはございます。我々としては、今回この部分が4項目しかなく、80点というのは特に注目している項目でございますので、おっしゃっていただいたとおり、ここの配点をもう10点ずつ上げるというのは可能なのかなと考えてございますので、ご議論いただきまして、ご提案いただきましたら進めさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【委員】

2次審査の項目を、1次審査にも入れてあしきりの対象にすることもできるんですよ。

【事務局】

はい。

【委員】

二重審査になってしまいますけれどもね。話の上手さでは切らないという意味では難し

いかなと。

【事務局】

そういう場合は1次審査であしきりをつけまして、もともと1次審査では上位3団体を決めさせていただいて、2次審査に進んでいきますが、ここは大きな議論なんですけれども、1次審査と2次審査を加点せずに、2次審査は2次審査のみで評価していくとか、1次審査の順位を2次審査のときに違った形で、もともと割り増しておいて、プレゼンテーションの意見を聞いた点数と加算するとかという形をとるとかで、1次と2次の両方合わせた形で評価するという考え方もございます。

【委員】

そうなんですけれども、1次審査の結果が出ますよね、3社選ばれます、2次審査で3社出てきます、1次審査の一番の企業がどこの企業かというのは我々わかるのでしょうか。それがわからない状態で、まっさらな状態でプレゼンを行う形になって、後で集計した結果、事務局から1次審査はこの団体は何点、2次審査はこの団体は何点になりました、合計したらこの団体になりましたとそういうことになるのか、どちらになるのでしょうか。

【事務局】

基本、1次審査、二回目の選定委員会の際に得点を付けていただいた後に、事務局で集計を予定しております。集計結果につきましては、お示しする予定にしておりますけれども、それについてもご検討していただきたいですが、今事務局の考え方の中では、一度集計した後に一度お示してこういう得点になりました、2次審査に向けて3社については上位3社になるかどうかわかりませんが、この3社で2次審査を実施したいという提示の仕方を考えております。

【委員】

例えば、A、B、C、D、Eの5社で1次審査、AとCとEが3社ですと、2次審査のときにAの団体はこの団体です、Eの団体はこの団体ですという感じになるのでしょうか。

【事務局】

会社名も点数もわかっていただいた状態で聞いていただく形になります。

【委員】

なるほど、了解です。

【委員長】

ポイントは第1次審査の部分が、ほんとに書類審査だけで明確に客観性をもって評価できるのかというところですが。

【委員】

できるとしないと、話が成り立たないですよ。

【委員長】

もちろん、2次審査の部分も書類には出てくることは出てきますよね。

【事務局】

はい。

【委員長】

こういう提案を考えていますと。そこに関しては書類だけではわからないから、プレゼンで質疑応答もあるだろうしということですね。

【委員】

今は、1次審査と2次審査の合計点で最終決めようと考えておりまして、事務局としましてはということなので、1次審査で評価すべき項目と2次審査で評価すべき項目を、きっちり分けたほうがいいのではないかと、こういうご提案をさせていただいております。確かに2次審査の部分も横目で見させていただきながら、どういう提案をしているのかということをご承知していただきながら、1次審査は済ませていただくのですけれども、あくまで評価する点数をつけていただくのは、白抜きの項目だけを配点していただいて、黄色の部分の80点につきましては、プレゼンの内容もしっかりお聞きいただいた上で評価していただいて。1次審査では上位3社に絞るために、篩い分けといたら失礼ですけれども、順位づけをしていただいて、その3社の中から一番いいものを、残り80点の評価点の中で優劣をつけていただくと。

【委員】

2次審査の対象はプラスアルファ的なところですよ、1次審査の審査対象というのは基礎的というか、確かにそれがいいのかなと。2次審査の項目を1次審査に入れていくと、少し必要最低限の条件が整わないところが入ってきてしまうリスクがありますよね。

そうですね、よくわかりました。

【委員】

ウェイトのところは少し悩んでいまして、2対1で、160と80に今はしていますが、2次審査のウェイトを高くすると、逆転の余地があるので、自主事業などの提案を重視するのか、今は危なげないと言いますか、オーソドックスな形をとらせていただいているようなイメージでご提案させていただいております。

【委員】

指定管理料も割合が気になりまして、例えば5社出てきました、たまたま指定管理料が一番門真市にとって不利なところが、他の配点が高くて選ばれてしまいました、となった場合に、私としては関係ないことですが議会で聞かれて、他のところは作文であるとかプレゼンの話で、配点が高くなってしまふところがあるので、その辺りは大丈夫なのかという気はいたしますね。

【委員】

最低額を出したところが満点で、そこから比率で見るという、そこから高い額にするほど、どんどん評価が下がっていくんですけども、そんなに大きく点数的にはおっしゃるように影響は出てこないのでは。

【委員】

作文力がすごくすばらしかったり、プレゼンの話がすばらしかったりなどで選ばれる可能性が高いので、そうなった場合に説明するのが大変かなという気はします。

【委員長】

評価項目自体は議会で承認はされるのですか。

【委員】

いえ、いただかないですね。この場で決めさせていただいたものを、そのまま公表させていただきます。

【委員長】

議員の皆さんが納得していただいて、皆さん認めた形で進めたほうがいいのかなど。

【委員】

それは事務局の責任で、議会で説明してまいりますので、ここではご意見をいただく場です。

【委員長】

今思い出しましたが他市の例で、ここで四苦八苦したケースがありまして、最初一番安いのを10点満点で10点と、一番高いところを0点にしてたんですよ、そしたら他のものとのバランスが悪くなってしまって、今は10点だったら最低価格決めて、20点18点16点14点くらいで多くは収まるようにしたケースがあるんですけども、この計算でしたらどうなんでしょう、提案価格を最低価格で割って、高くなればなるほど、どうなんでしょう。

【事務局】

下のほうに算出方法のところの、区分1の指定管理料の配点方法の3行目、例が書いてあります。

【委員】

資料13を見ていただいたほうが。

【事務局】

そうですね、2枚目の区分エの下、下線が入っています、指定管理料の配点方法の段の3行目に例が書いてあります、1,500万円というのをA社が出してきて、応募価格が2,000万円をB社が出してきた場合に、割り算をして、配点の20点を掛けて15点ならB社の得点になるということです。

【委員長】

もし1,500万円、最低価格を出してきたら20点。

【事務局】

はい。

【委員長】

一番安かったところは20点。

【事務局】

はい。

【委員長】

例えば3,000万円出してきて、倍になったら10点みたいな感じですか。

【事務局】

はい。

【委員】

そんなにかわらないかなと。

【委員】

おっしゃるとおり、倍ほどの額がかかっているのに10点しか点数がかわらないというと、確かにそうですね。言葉でリカバリーしやすそうですね。

【委員長】

そうですね。

【委員】

はい。項目がたくさんあるので、1点ずつ増やしていけば10点くらいすぐにひっくり返りそうな気はしますが。

だからといって何点にしますかと聞かれても困りますね。

【委員】

そうですね、難しいですね。

【委員】

もともとは配点20点ですよ。

【委員】

いろいろな面から見て、御市にとって最適だと思われるところを選ばれるのはすごくわかりませんが、実際出てきたときに、同じようなものが出てきたとなったら、作文が上手下手で点数がどうしても出てしまって、というところはあるのかなというところですね。

【委員】

すみません、指定管理の額のところは、過去の指定管理料の提案の額などを見ながら、それほど差がなければ。

【委員】

そうです、提案額が近ければそんなに悩むこともなく、大きく違ったりすると。

【委員】

過去に極端な額を出してきている業者さんがいらっしゃるかどうかを見ながら、ウェイトを高くしたらいいのかどうかは、事務局で検討させていただいてよろしいですか。

【委員長】

それはいいと思います。

確かにそうなんですよね、基本的には我々もそうだし、きっと事務局さんもそうだと思いますが、トップの人は少しでも儲けようというか、回収しなさいというかもわかりませんが、我々の思いとしては、少し高くても便利になってくれればそれでいいと思いますが。

【委員】

せっかく選定委員会しているのに、管理料だけで決めてしまっは、選んでないように思いますよね。

【委員長】

そうです。いずれにせよバランスですね。そうですね、最後に言おうと思っていたんですが、この会議で決まらないところは、できたら委員長に一任していただいてという形にしていきながら、少し詰めていけたらなと思っております。いやこれは難しいですね。

【委員】

難しいですね。

【委員長】

これも他市の事例で申し訳ありませんが、結構、地元企業さんを重視して、それは地元への貢献でもあるし、地元の経済をまわすという話でもありますし、地元のところの高齢者や障がい者の雇用もできますし、利用者さんにいろいろなことを聞かれても、道案内も得意だと。一番大事なことは非常時にすぐに駆けつけられると、いうようなところがあるので、地元のプレゼンを好意的に見るんですが、やはり地元は小さいところが多く、下手なんですねプレゼンとかが。

【委員】

はい、そうですね。

【委員長】

実績のある会社のほうが、もちろんプレゼンも上手いんですよね。だから点数低かったけれども、地元を選んでも良かったかなという話がたまにあったりするんですが、門真市

さんの場合は、その辺りはどうなのでしょう。地元を少しでも高くかってあげようとか。

【委員】

それをしてしまうと管理料がすごく高くなったりというようなことがあるので、管理料が高くついてしまったら、たまたま雇用してもらった人とか、たまたまその事業をさせてもらう人はいいけれども、広く市民のためになっているのかどうかいうのを聞かれると、少しどうなのかなという面もあって、一概に地元が入っていると市民サービスに繋がるとも言い難くて、それもまた正解がないようなところなのかなと。

【委員長】

そうですね、それもバランスの問題だと思うんですよ。そればかり重視しようとかいう話ではないですが、その他5番の1と2ぐらいで、高く評価するということでしょうね。本当にどうしましょう、正解がないような気がしてきました。

【委員】

今までの意見を聞いていても、何が正しいのかよくわかりませんね。

【委員長】

そうですね、わかりませんね。

丸く収めるつもりはないですけども、我々委員は前もって資料を送っていただいたとして、事務局はかなり一生懸命練っていただいたところもありますし、当然、市の意向をすべて踏まえた上で決めないといけないことですので、まずは事務局案でいかせていただいて、先ほどの話ですね、指定管理料の計算の方法はちょっと一任いただいて、もしかしたら情報見たら変わるかもしれないけど、それは委員の皆さんへ、速やかにお知らせするという形をとることよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

もちろんこの議論は大切なことがたくさんありましたので、しっかり議事録に残っていて、今後に生かされるということよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【委員長】

そうしましたらよろしいでしょうか。具体的にここを増やして欲しいとか。

【委員】

難しいですね。

【委員長】

そうですね、難しいですよ。

【委員】

すみません、募集要項の13ページのところで、先ほどの地域貢献というところがかかっている8番①から④まで、少し細かく5点ずつ配点させていただいておりますが、先ほどの話でいくと、地域の貢献でありますとか、高齢者の方の雇用ですとか、あまり差が出てこない形になるので、ここもまとめるといいますか、まとめて全体的に20点の総合評価にさせていただいて、ご提案内容を見ながらウェイトを付けさせていただいたほうがいいのか、委員長がおっしゃったような地域貢献度合でありますとか、業者のアイデアですとかという差が出やすいのかなと思っておりまして、もしよろしければまとめたような評価にさせていただけたらなと思っています。

【委員】

そのほうが点差が開いていいのかもわかりませんね。

【委員】

そうです、ご提案の内容で差がつきやすいかなと思います。

【委員長】

わかりました。もちろん具体的にはこの4項目、もともと細分化された4項目については考えていただくと、だけれども地域貢献に関して特に優れている場合には、プラスアルファの加点を多くすることは可能だということで、ここは総合的に、ここだけ少し細かいようなところでもありますので、そうさせていただければと思います。

それでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それではウェイトはこれくらいで、先ほど事務局から説明がありました、専門的知識が必要な部分は、専門的な知識を有する委員の採点を、皆さんで共通に使うということについてもよろしいでしょうか。事務局案のとおりで。

【各委員】

異議なし

【委員長】

はい、わかりました。

【委員】

質問ですが、いろいろな機械とか、今の指定管理者業者さんが入っていると思いますが、それは任期が終わると全部撤去になるんですか。

【事務局】

設備ですか。

【委員】

はい。

【事務局】

設備に関しては原則今、市が提供している分で運営していただいておりますが、自らの設備を置きたいという意思があった場合は協議し、指定管理者の費用で出していただいて、任期が終了後に原状回復となります。

【委員】

例えば自転車を、ロックするものとか、バイクであればチェーンをかけるものとかは誰が用意するものですか。

【事務局】

それは市の設備になります。

【委員】

市の設備になるんですね。指定管理者が代わったとしてもそのまま使用していいということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【事務局】

そのところは、募集要項案の4ページの(4)に、指定管理者に係わる権限というところに出させていただいてございます、②というところに、施設、設備に対する改修、整備で、基本的には原状回復していただくということを条件といたしまして、自主的にしていただく分については、していただいて大丈夫ですよ、ということになっております。それについては市と協議させていただいて、市で改修して結構ですと認めた上でしていただきますので、その時点において費用負担について市がもつべきものは市がもたしていただきますし、原状回復して外してくださいねとお願いするべきものは外していただきます。

【委員】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

これもいろいろなケースが起こることが想定されますけれども、上段ラックを撤去したり、最近は大い自転車がありますので置けるスペースを作ったり、確かにいろいろな提案が出てくるかもわかりませんね。原状回復を基本としても、そういうところも逆に評価をしてあげる形もできればなと思っております。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか

【各委員】

異議なし

【委員長】

では議案の4番ですね、先ほどの社会的要請の部分についての評価の書き方、原稿については、委員の皆さまに承認をいただきました。その他のウェイトについては、まずは事務局案のとおりでお願いをいたします。ただし指定管理料につきましてこの配点方法ですね、委員長一任で詰めさせていただいて、一任といたしましてもできる限り委員の皆さまのご意見を聞くことができれば聞かさせていただいた上で、もし変更する必要があるとさせていただきますとということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ここが本日のメインであったのですが、ご議論いただきましてありがとうございます。

これで案件の4はこれで終了いたしまして、案件5の移りたいと思います。選定委員会の進めかた、スケジュールなどについて説明を事務局からお願いします。

【事務局】

資料10の門真市有料自転車駐車場指定管理者選定スケジュール（案）をご覧ください。本選定委員会の開催スケジュール及び指定管理者の公募から決定に至るまでのスケジュールをまとめております。

委員の皆さまがたには本日の、募集要項、仕様書及び審査基準など検討を行っていただきました、内容について修正などを加えたのち、7月17日火曜日に募集要項の配布といたしまして、門真市ホームページに要項が掲載される予定としており、また、8月20日月曜日には応募予定者に対する現地説明会を開催いたします。

質問受付は、8月20日月曜日から27日月曜日までの1週間としており、質問を受け付け次第事務局にて回答作成してまいります。質問内容によりましては委員の皆さまがたに、回答作成をご依頼することもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

回答につきましては、すべてを取りまとめて9月10日月曜日に、直接メール、FAXまたはホームページにて発表する予定でございます。回答内容については基本的には再質問はできないと要項に記載しております。

指定管理者の申し込みとしましては、申請書の受け付けを9月14日金曜日から9月21日金曜日を予定しております。

申請書につきましても、事務局で受付取りまとめをいたしまして、委員の皆さまがたに配布説明を行う予定としております。その後、10月初旬に第2回の選定委員会を開催いたしまして、書類審査を行っていただきたいと考えております。

この書類審査におきまして、何社の公募があるか分かりませんが、上位3団体を第1次審査の合格者として選定していただき、10月下旬に開催予定の第3回選定委員会におきまして、応募者のプレゼンテーション及び委員からの質疑応答を実施し、第2次審査を行っていただき、第1次審査と第2次審査の評価をあわせた総合判定として、指定管理者候補者を第2順位まで選定していただきたいと考えております。

その後、正式に書面にて答申をいただき、12月に開催予定の平成30年門真市議会第4回定例会に議決案件として上程決定いたします。

正式に決定した指定管理者と協定を締結するに辺り、業務内容の詳細について市と協議を行ってまいります。

その後、平成31年4月1日より、指定管理者による有料自転車駐車場管理業務の開始となります。

第2回の選定委員会の予定としましては、本日、決定をいただいた審査基準などを基に、次回第1次審査において、各委員が付けられた点数を集計いたしまして、第2次審査の対象となる、団体を選定いたします。なお、第1次審査の結果は審査通過団体に通知し、通過しなかった団体には、非選定通知を送付することといたします。

続きまして、第3回の選定委員会でございますが、第1次審査通過団体によるプレゼンテーション10分と各委員から2次審査評価基準表(案)に記載いたしました、質問4項目と、その他の質問をあわせ20分、団体ごとに合計30分実施いたします。

委員の皆さまには、それぞれのプレゼンテーションと質疑応答に対しまして採点を行っていただき、その結果を事務局にて集計いたします。集計結果が出ましたら、第1次審査の得点と、第2次審査の得点の合計を参考としまして、指定管理者の候補者を選定いただくための総合評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

選定委員会の進め方、スケジュールについては以上でございます。

【委員長】

ただいまの説明について何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

第2回の書類審査は、こちらに集まってさあ採点してくださいという形でいいですか。

【事務局】

はい、そう考えておりますが、事前に書類をお送りするか、お持ちするかという形になると思いますが、事前に見ていただいて審査自体はこちらでお願いしたいと思っております。

【委員】

日程的にいかがですか。21日で締め切りまして、事務局で書類を受付けた段階で、事前審査するんですよね。

【委員長】

もともと両先生には、共通の数字を出していただかないといけないですね、集まった時に教えていただいてですね。

【委員】

お渡しするのがギリギリになるのかな、直前に見ていただく時間があまりないのかと。

週明けになるんですね。

【事務局】

はい、週明けになります。

【委員】

すみません、10月1日既に予定が入っております。午前中だったら空いていますが。

【委員】

私も1日都合が悪いです。

【委員長】

金曜日はいかがですか。

【委員】

5日ですか。

【委員長】

はい5日。勝手に決めてはいけないですが。

【委員】

委員の皆さまのご予定が大事なので。

【委員】

5日なら大丈夫です。

【委員長】

事務局でまとめていただいたほうが楽ということで。

【委員】

5日でしたら午後のほうがいいのですが。

【委員】

早めに調整させていただきます。

【委員長】

5日午後を想定して、事務局で調整をお願いします。

【事務局】

はい、5日の午後で調整します。

【委員】

資料は事前に送っていただいて、それを見て皆さんで集まって、どういう会議になるのでしょうか。

【事務局】

委員の皆さままで集まっていただきまして、その場で採点をしていただきます。

【委員】

これについては何点ですか、私何点ですとかですか。

【事務局】

いえそういう訳ではありません。個表にA B C Dをつけていただいて、それを事務局で集計をさせていただいて、総合得点を出しまして、その中で委員の皆さま、考え方やそれぞれの意見を出していただきながら評価します。

【委員】

会議に来るまでに、これは何点つけようというのを予め決めておかないといけませんよね。最初に点数を皆さんで書いてお出しするということですね。

【委員長】

少し気になるのが、これは独立性を保ったほうがいいですよ、採点は集まってしまうと、先生どうしましょう、ここの点数は、とかになったらいけませんよね。

【委員】

8点にしているから8点にしないとイケないとか。

【委員】

ベースのところは各委員で採点していただいて、付けていただいたものを事務局で集計しますが、あまりにも皆さんの考え方が違ったり、ある委員はA社はすごくいいのに、ある委員はA社がすごく悪いという評価を付けていらっしゃる場合だと、話し合いといいます

か、なぜそういう評価をされたのかというのをお話しさせていただきたいなと思っております。

ある程度皆さまが、ABCがいいよね、ここが妥当な上位3社ですよという意見交換はさせていただきたいなと思っております。細かい点数のやりとりよりも、お話しをさせていただきたいなと思っております。

【事務局】

市としまして、どういうことが委員の皆さまの中でご議論があつて、この事業者が決まったのかというところを教えてくださいというイメージでございまして、点数を書いてくださいというよりはですね、この事業者はこういうところを見ました、こういうところは少ししんどいなと思いましたが、ということをお教えをいただいで、我々が今後説明責任を果たしていく上の参考とさせていただく場と考えていただければと思います。

【委員】

わかりました、なぜそういう点数を付けたのかということですね。

【事務局】

そうですね、ですので先に全部点数を付けていただいでから、それを集計させていただくことも可能なかと思っておりますが、無理なようならこの場で点数を付けていただいても問題ございません。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

上位3社の点数は公開対象にはなりませんよね。

【事務局】

点数は公開にはならないですね。

【委員】

ならないですか。

【事務局】

公表しないです。最終トータルでの公表はいたしますが、1次審査の段階での公表はしないです。

【委員】

最終的にはすると。

【事務局】

最終的な公表はします。順位をつけて公表しますが。

【委員】

順位は、上位だけではなく全社ですか。

【委員】

委員の点数は公表ではないですよ。

【委員】

それはないです、トータルの点数です。

【委員長】

落選したところも公表するのか。

【委員】

配点の、これは何点ではなく合計点ですか。

【事務局】

合計点だけです。

【委員】

公表すると、私たちのことはわかってしまいますからね。

【事務局】

トータルだけしか公表しませんので。意見としてもお名前は伏せた状態で公表していきます。

【委員】

評価のAからEまでで、Cが0.5で標準的だという配点の仕方にする、私の担当のところだと、何をもって標準にするのか、例えば全部に出てくる資料が、合法かどうか一人でチェックしないといけないのでしょうか。相当な資料が出てくるのではないかと。それを全部適法性評価する訳ですか。

結構大変かなと、少しイメージが湧いてないですけども、どういう提出書類が出てくるのかと。

具体的に考えると、従事しない従業員が、労働状況に問題があるとしても関係ないですよ。当該職員にはこういう労働条件で従事させますとか、法律の範囲内であればいいわけですよ。企業体としての全従業員の労働条件をチェックするとなると荷が重いので。

【委員長】

そうですね。

【委員】

どういう書類が出てくるのでしょうか。

【委員長】

シフト表とかよく出てきますよね。

【委員】

それは予定としてのシフト表ですよ。まだ決まってないですしね。

【委員長】

そうですね、ただ提案書の中によく書いてありますが、何時から何時Aさん、何時から何時Bさんみたいな、例えばそれが労働基準法に、違反しているかどうかとか。あと採点するにはなんですか。

【委員】

資料4の最後のページに、提出していただく資料一覧がありまして、下に⑧があるんですけども、この辺りの資料を見ていただきながら、委員には労働条件の、この会社はきちんとしているかどうか、もう少し改善すべき会社なのかというところを見ていただいて、優劣を付ける形で、ここは優れているので高評価にしようとか。

【委員】

出てきている会社の中で、真ん中を基準にして、全体的評価にすると。

【委員】

そうですね、絶対評価は難しいので、総体的に評価をしていただくことになるのかなと思います。

【委員】

なんとなくイメージができました。

書類が出てくるかどうかもあるでしょうかね、この辺りになってくると。

【委員】

逆にこの書類を出さないと、我々は駄目ということにしていますので。チェック表もありますよね。

【事務局】

はい、これは申請書類一覧で、確認欄となっているのがチェックになっておりまして、これを持ってきてくださいねという形にしておりますので、不足があれば当然その時点で失格扱いになります。提出していただけるものとして、確認欄を設けております。

【委員】

就労規則とか、給与規定の写しとかもありますが、全部見るなんてことは無理なので、ある、なしぐらいで構わないでしょうか。

【委員】

そうですね、⑧を見ていただきながら、場合によってはチェックしていただくという感じでいいと思います。

【委員】

わかりました。

【委員長】

両先生は大変だと思います。

【委員】

私は自分のものさしを作っているのですが、資産がいくらだったら何点とか、売上がいくらあるから何点とか、算出が間違っていたら減点10点とかしていますので。

【各委員】

なるほど。

【委員】

決算書が悪い会社は、全体的に点数が下がるという弊害はありますけど。

【委員長】

元に戻りまして、我々委員の採点の独立性とかがきちんと担保されるように、そこは疑われないように、第2回進めていっていただいたほうがいいと思います。そういう意味では腹案を持ってきて、最初に出したほうがいいかもわかりませんね。委員の評価が違ったところについて、評価の視点の抜けがないか議論して、替えていいのかどうか難しいですが。

【委員】

資料を読み飛ばしている可能性もあるので。

【委員長】

そうですね、その可能性もありますよね。議論したらそういう視点を忘れていたという話もあるかもわからないですね。進め方を少し考えていただいて、後で相談して決めたみたいと思われぬように、外部の方々に思われぬようにしたほうがいいと思いますので、その辺り進め方を考えていただければと思います。

【事務局】

はい。

【委員長】

後よろしいでしょうか。

【事務局】

委員のところだけは企業名が書いておまして、あとのところはアルファベット表記にしておまして、合計点数が出ている形でしています。

【委員】

1次評価のところですか。

【事務局】

1次評価では公表していません。通過者に対して通過しましたというのと、通過していませんという通知を出しているだけです。

【委員】

何社応募があったということしか書いていないということですか。

【事務局】

そうですね。

【事務局】

何社応募があったのかというのは、最終の結果のときに出てくるのかなと思いますが、最終候補者、次点候補者、それ以外の募集者はアルファベット表記で出てくる形なのかと思います。

【委員】

併せて過去どうしたかというのを整理して、お知らせするようにします。

【委員長】

はい、わかりました。もしかしたら今の議論は、議案6に入ってしまったので、すみませんどうしましょう。もう一度議案6、第2回選定委員会についてというところで、基本的な内容は変わらないので、今は中身の細かい話でしたので、中身は変わらないと思いますので、そこだけ整理して事務局から説明をしていただければと思います。

【事務局】

第2回選定委員会についてご説明いたします。

先ほども選定委員会のスケジュールのところ、簡単な流れはご説明させていただきましたので、詳細の説明は省略させていただきます。次回の選定委員会では各団体より提出された、応募書類に対して、第1次審査としての書類審査を行っていただきたいと考えております。

お手元の資料11、先程も見いただきましたが、資料11の審査評価基準表の(案)と、資料12の第1次審査評価個表(案)をご覧いただきたいと思います。少し重複する説明となりますけども、こちらは第1次審査の際に使用する審査評価基準表(案)となっております。各評価項目に対する評価の視点、それに対する配点を一覧表にしております。これをもとに委員の皆さまには、各団体より提出された提案書に対して、採点を行っていただきたいと思います。採点にあたっては、右の欄にあります評価の視点を参考としていただければと考えております。

委員の皆さまが採点していただいた後は、事務局で集計を行います。

第1次審査での得点といたしましては、委員長一任ということでこの後、ご提案いただいたのを取りまとめて、今現在は委員お1人辺りに160点満点の設定をしており、このことに関しては全委員の合計点は5名いらっしゃいますので、800点満点となりますが、この点につきましても、検討させていただきたいと考えております。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。すみません、事務局を混乱させる議事進行で申し訳ありません。再確認のために説明していただきましたが、そのとおりでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

はい、ありがとうございます。では案件はすべてこれで終了をいたしました。委員の皆さまから新に発議などございますか。

【各委員】

なしとの声

【委員長】

はい、ありがとうございます。

では、これもちまして第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、ご議論ありがとうございました。